

令和8年度
第三浄水場ほか汚泥処分業務委託
特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、令和8年度第三浄水場ほか汚泥処分業務委託に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、第3条に掲げる各施設から発生する脱水汚泥及び天日乾燥汚泥を処分するものである。なお、汚泥は産業廃棄物である。

(汚泥発生場所)

第3条 汚泥の発生場所は次のとおりである。

- | | |
|------------|------------|
| (1) 第三浄水場 | 北上市北工業団地地内 |
| (2) 第二浄水場 | 北上市相去町谷木地内 |
| (3) 新北上浄水場 | 北上市二子町坊館地内 |

(業務委託の実施)

第4条 業務委託の実施は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)並びに関係法令に基づき廃棄物を適正に処理しなければならない。
- (2) 受注者は、この業務の実施に必要な器材等にかかる経費をすべて負担するものとする。
- (3) 受注者は、契約締結後、遅滞なくこの業務につく監督官庁の許可証の写しを発注者に提出しなければならない。後日、許可事項を変更した場合も同様とする。
監督官庁の許可証とは、産業廃棄物処分業許可証をいう。
- (4) 処分品目は汚泥とし、量は第5条(2)の業務委託内容に記載のとおりとする。

(業務委託の内容)

第5条 業務委託の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、発注者の指示する者により収集運搬された第3条に掲げる場所から発生する汚泥を受注者の施設において処理するものとする。
- (2) 委託期間内における汚泥の収集運搬量は次のとおりとする。ただし、収集運搬量は、工業用水道施設の運転状況により増減することがある。
 - ア 第三浄水場・・・250t (脱水汚泥)
 - イ 第二浄水場・・・150t (天日乾燥汚泥+脱水汚泥)
 - ウ 新北上浄水場・・・250t (脱水汚泥)

- (3) 処分量は、受注者の保有する計量器による計測値とし、計測値は小数点以下第2位までとする。
- (4) 業務完了報告書、汚泥処分報告書、請求書は、業務を実施した月ごとに作成のうえ送付すること。

(搬出)

第6条 汚泥の搬出頻度はおおむね次のとおりとする。

- (1) 第三浄水場 1回/日 3回／月 1日当たり約7t
- (2) 第二浄水場 1回/日 5回／4ヶ月分 1日当たり最大15t
- (3) 新北上浄水場 1回/日 1～2回／月 1日当たり約7t

搬出予定日は発注者と協議するものとし、受け入れ停止等の予定がある場合は、事前に発注者へ通知すること。

なお、第三浄水場は、脱水ケーキのストックヤードがないことから、汚泥の発生量によっては少なくとも2週間に1回以上の受け入れが必要である。

(産業廃棄物管理票)

第7条 廃棄物の管理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)第13条の2第1項に規定する情報処理センター(以降「情報処理センター」という。)を使用することを標準とする。ただし、排出者及び運搬者の状況により情報処理センターの使用が不可能である場合には同法第12条の3の規定に基づき、産業廃棄物管理票を使用するものとする。

(汚泥の収集運搬)

第8条 汚泥の収集運搬については次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 汚泥の収集運搬は、発注者が別途契約し、受注者の指定する場所まで運搬するものとする。
- (2) 収集運搬を行う者の名称及び住所等については、その者と契約締結後速やかに受注者に文書で通知するものとする。

(最終処分の方法及び場所)

第9条 受注者は、発注者が処分を委託する産業廃棄物を、受注者の処分場所にてセメント又は再生土の原料として有効利用し、他の処分場所にて最終処分することはないものとする。

(委託料の算定)

第10条 委託料は、第5条(3)による処分量に委託料単価を乗じて算定するものとする。

- (1) 委託料算定において、算定した額に1円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。

(その他)

第11条 この特記仕様書に記載されていない事項又は、疑義のある場合は監督職員と協議するものとする。

令和 年 月 日

汚泥処分量報告書

令和 年 月分の汚泥処分量を次のとおり報告します。

施設名	受入年月日	処分量	処分年月日	備考
		t		
		t		
		t		
		t		
		t		
		t		

※ 同一施設から 1 日に複数回受入れた場合は、受入日ごとに合計した量を記載するものとする。

請求金額の算出

契約額 × 処分量 = 請求金額

円／t × t = 円